

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月16日

【発行者名】 ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー  
(BlackRock Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジョアン・フィッツジェラルド  
(Joanne Fitzgerald)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、  
J . F . ケネディ通り 35A 番  
(35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 十枝 美紀子  
弁護士 三宅 章仁

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 十枝 美紀子  
弁護士 三宅 章仁

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ -  
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ  
(BlackRock Global Investment Series -  
Income Strategies Portfolio)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
クラスJ受益証券 100億アメリカ合衆国ドル(約1兆4,692億円)を  
上限とする。  
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算  
は、便宜上、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の  
対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=146.92円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

英文目論見書に変更があり、2026年4月16日付で買戻しに関する制限等が変更されましたので、2025年7月31日に提出した有価証券届出書（2025年10月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線（下線の既に付してある見出しに関しては二重下線）の部分は訂正箇所を示します。

[次へ](#)

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 2 投資方針

##### (1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

一般的な投資方針および投資制限

投資顧問会社は、原則として、投資を評価する上で、各ポートフォリオの投資につき、関連するポートフォリオの受益証券の表示通貨に基づくトータル・リターンを最大化を追求する。管理会社の取締役会および総販売会社が、追加のポートフォリオにおいて受益証券を募集するのに十分な利益があると判断した場合、ファンドは、英文目論見書の変更によって、追加のポートフォリオの受益証券を募集する権限を与えられる。ポートフォリオのそれぞれの投資目的が達成される保証はない。

各ポートフォリオの投資目的および方針は、かかるポートフォリオの設立時に管理会社によって定められる。投資目的の変更および投資方針の重大な変更は、変更が実行される前に買戻し手数料を支払うことなく受益者が受益証券の買戻しを行うことを可能にするための合理的な通知が行われた後のみ行われる。

環境・社会・ガバナンス(ESG)統合

(中略)

ブラックロック・グループは、法令により認められている場合には、商品ページにおいて公に入手可能な一連の統合ステートメントを通じて、またはその他既存および潜在的な投資者ならびに投資顧問会社によって入手可能な方法で、チームまたはプラットフォームレベルでの、およびそれぞれ独自の投資戦略のためのESGリスク統合の実務に関する詳細な情報を開示する。

投資スチュワードシップ

ブラックロック・グループは、ポートフォリオの該当する資産クラスのための資産の長期的な価値を保護し、また拡大することを目的として、投資スチュワードシップの約束と議決権行使を行っている。ブラックロック・グループの経験上、リスク管理の監督、取締役会の説明責任および規制の遵守を含む健全なガバナンス慣行によって、持続可能な財務業績および価値創造が強化される。ブラックロック・グループは、最優先事項として、取締役会の構成、有効性および説明責任に重点を置いている。ブラックロック・グループの経験上、高い水準のコーポレート・ガバナンスは、取締役会のリーダーシップと監督の基礎となる。ブラックロック・グループは、取締役会が、その有効性およびパフォーマンス、ならびに取締役の責任およびコミットメント、交代および承継の計画、危機管理ならびにダイバーシティに関する取締役会の姿勢を評価する方法に関する理解を深めることを約束する。

ブラックロック・グループは、その事業の2つの重要な特徴に基づき、投資スチュワードシップ業務において、長期的な視点を持っている。すなわち、ブラックロック・グループの投資家の大半が長期的な目標のために貯蓄しており、長期的な投資者であると想定されること、また、ブラックロック・グループは、多様な投資ホライズンの戦略を提供しており、投資先企業と長期的な関係を築いていることである。

持続可能な投資および投資スチュワードシップに対するブラックロック・グループのアプローチの詳細については、ウェブサイト([www.blackrock.com/corporate/sustainability](http://www.blackrock.com/corporate/sustainability)および<https://www.blackrock.com/corporate/about-us/investment-stewardship#our-responsibility>)を参照されたい。

ブラックロック・グループは、現在、金融業セクターのサステナビリティ関連の開示に関する欧州議会および理事会のSFDR規則(EU)2019/2088に規定された期限までに、持続可能性についてのファンドへの不利な影響に関する透明性の要件を遵守する方針である。

### タクソノミー規則

(後略)

<訂正後>

(前略)

一般的な投資方針および投資制限

投資顧問会社は、原則として、投資を評価する上で、各ポートフォリオの投資につき、関連するポートフォリオの受益証券の表示通貨に基づくトータル・リターンを最大化を追求する。管理会社の取締役会および総販売会社が、追加のポートフォリオにおいて受益証券を募集するのに十分な利益があると判断した場合、ファンドは、英文目論見書の変更によって、追加のポートフォリオの受益証券を募集する権限を与えられる。ポートフォリオのそれぞれの投資目的が達成される保証はない。

### 環境・社会・ガバナンス(ESG)統合

(中略)

ブラックロック・グループは、法令により認められている場合には、商品ページにおいて公に入手可能な一連の統合ステートメントを通じて、またはその他既存および潜在的な投資者ならびに投資顧問会社によって入手可能な方法で、チームまたはプラットフォームレベルでの、およびそれぞれ独自の投資戦略のためのESGリスク統合の実務に関する詳細な情報を開示する。

### 英文目論見書の重大な変更

管理会社の取締役会は、自ら必要と判断する変更やファンドの最善の利益にかなう変更を反映するため、オルタナティブ投資ファンド運用会社と連携し、英文目論見書を随時変更することができる。これには、法令により義務付けられる更新の実施、ポートフォリオの投資目的もしくは投資方針の調整、またはその他の運営上、構造上もしくは手数料関連の特性の変更が含まれる。

重大とみなされ、投資者の利益に影響を与える可能性が高い変更は、適用ある法令に従い、受益者が変更の効力発生前に受益証券を手数料なしで買戻請求できるよう、事前に受益者に通知を行った後にのみ効力を生じる。

また、適用ある法令で要求される場合、または管理会社が(オルタナティブ投資ファンド運用会社または投資顧問会社(場合による。))と連携の上)別途決定した場合には、英文目論見書の重大でない変更についても、ポートフォリオまたは受益証券クラスの受益者に通知される。

### 投資スチュワードシップ

ブラックロック・グループは、投資家が投資している投資戦略に一致した投資スチュワードシップ活動を通じて、投資家の財務的利益の向上を目指している。そのために、公開企業との対話、ファンドのための議決権行使、スチュワードシップに関する業界対話への貢献、およびスチュワードシップ活動に関する報告を行っている。

ブラックロック・グループのスチュワードシップ・アプローチは、以下の主要な要素で構成されており、以下に詳述される。

- ・グローバル原則
- ・エンゲージメント
- ・議決権行使

### グローバル原則

スチュワードシップ・プログラムの主な焦点は、健全なコーポレート・ガバナンス慣行および財務的回復力の促進である。コーポレート・ガバナンスの基準および規範は、市場によって異なる場合もあるが、ブラックロック・グループの経験上、投資家に対する長期的な財務的価値創造能力に寄与する、グローバルに適用可能なコーポレート・ガバナンスの基本原則が存在する。これらのグローバル原則における重点分野には、取締役会および取締役（その有効性および構成を含む。）、投資家提案（特に、財務的価値への影響）、ならびにサステナビリティに関連する重要なリスクおよび機会が含まれる。グローバル原則の詳細は、ウェブサイト

(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/fact-sheet/blk-responsible-investment-engprinciples-global.pdf>) において入手可能である。

### エンゲージメント

エンゲージメントは、企業のビジネスモデルならびに重大なリスクおよび機会をより深く理解する機会を提供するため、ブラックロック・グループのスチュワードシップ活動の中核をなす。重大なリスクおよび機会を評価する際、ブラックロック・グループは、企業のビジネスモデルおよび/または事業環境に特有で、長期的な財務パフォーマンスに影響を及ぼす可能性のある要因に焦点を当てている。

エンゲージメントは、特に企業の開示が十分に明確ではないもしくは完全でない場合、または経営陣のアプローチが投資家の財務的利益と一致していないように見える場合、ブラックロック・グループの議決権行使の意思決定に影響を与えることもある。

ブラックロック・グループのエンゲージメントの優先事項は、企業と最も頻繁にエンゲージメントを行うテーマを反映している。これらのテーマには関連性があり、ビジネスにおける重大なリスクまたは機会の源泉となっている。これらのテーマは、以下に重点を置いている。

- ・ 取締役会の品質および有効性：取締役会のパフォーマンスを評価する。これは、企業の長期的な財務的成功および投資家の経済的利益の保護に不可欠である。
- ・ 戦略、目的および財務的回復力：取締役会および経営陣が企業の目的に沿った事業上の意思決定を行い、必要に応じて戦略を調整する方法を理解する。
- ・ 財務的価値創造に沿ったインセンティブ：報酬方針および結果ならびに投資家の財務的利益との関連性に関する企業の開示情報を評価する。
- ・ 気候および自然資本：企業が、ビジネスモデルやセクターの観点から、気候に関連する重大なリスクおよび機会に対するアプローチおよび監督、ならびに自然に関連する重大なリスクおよび機会をどのように管理しているかを理解する。
- ・ 企業が人々に与える影響：企業が人的資本管理にどのようなアプローチを取っているか、および企業にとって重大な人権問題をどのように管理しているかを理解する。

ブラックロック・グループのエンゲージメントの優先事項に関する詳細は、ウェブサイト

(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blk-stewardship-priorities-final.pdf>) において入手可能である。

### 議決権行使

ブラックロック・グループは、企業が投資家の長期的な財務的利益にどのように貢献しているかについて、支持または懸念を表明するために議決権を行使する。ブラックロック・グループの地域別議決権行使ガイドラインでは、一般的な議決権行使に関する事項についての方針が定められている。ブラックロック・グループは、企業が事業を展開している文脈を考慮しているため、これらのガイドラインは規範的なものではない。

ブラックロック・グループの地域別議決権行使ガイドラインに関する詳細は、ウェブサイト

(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/fact-sheet/blk-responsible-investment-guidelines-emea.pdf>) において入手可能である。

### タクソノミー規則

(後略)

### 3 投資リスク

#### (1) リスク要因

< 訂正前 >

( 前略 )

##### 世界的金融市場危機および政府介入

2007年以降、世界的金融市場は、広範囲にわたるファンダメンタルの混乱および政府介入をもたらす相当の不安定な局面下にある。一部の法域の規制機関は、多くの緊急規制措置を実行または提案している。政府および規制機関の介入は、範囲および適用が不透明な場合があり、金融市場の効率的な機能を損なう混乱および不確実性をもたらした。どのような追加の暫定的または恒久的な政府規制が市場に課されるかおよび/または当該規制が投資顧問会社がポートフォリオの投資目的を実行する能力にどのような影響を及ぼすかを予測することは不可能である。

様々な法域の統治組織による現在の取組みまたは将来の取組みが金融市場を安定させる手助けになるか否かは不明である。投資顧問会社は、金融市場がこれらの事象の影響を受け続ける期間、また、これらまたは将来の同様の事象がポートフォリオ、ヨーロッパまたは世界経済および世界の証券市場に及ぼす影響を確実に予測することができない。

##### 投資顧問会社への依存：受益者はファンドの管理に関与しない

投資顧問会社は、ファンドの投資プログラムの日々の管理を行う。ファンドの成功は、投資顧問会社がファンドの投資プログラムを開発し、成功裏に実施することができるかにかかっている。投資顧問会社がそのように成功するとの保証はない。さらに、投資顧問会社の機能はオルタナティブ投資ファンド運用会社による全体的な監督を受けるものの、投資顧問会社による日々の判断によって、ファンドが損失を被るまたは利益を得る可能性のあった収益機会を逃すことがある。受益者は、日々の運用もしくはファンドの業務のコントロール、またはファンドが行った特定の投資もしくはかかる投資の条件を評価する機会へ関与する権利または権限を有しない。

( 中略 )

##### マージン・ローン

一部の地域では、投資者は、受益証券の購入のために、マージン・ローンを組むことができる。市況その他の変動により、ポートフォリオは、かかる借入金の返済を希望する投資者から買戻注文を受領することができる。買戻注文が相当量である限りにおいて、当該売却がポートフォリオにとって不利な時期の場合、ファンドは、組入証券の処分を要求されることがある。

##### 英国のEU離脱が与える影響

2020年1月31日、英国はEUから正式に離脱し、EU加盟国ではなくなった。英国およびEUは、2020年12月31日までの移行期間（以下「移行期間」という。）に入った。移行期間中、英国は適用あるEUの法令の対象となる。

政治的、経済的および法的な枠組みに関する交渉およびその設定が、移行期間を過ぎて長引くことがあり、これにより、英国およびより広範囲の欧州市場において、移行期間中およびその後により、不確実な状態および変動性（ボラティリティ）の大きい期間が続く恐れがある。将来の関係性に関する条件によっては、世界の金融市場の不確実性が継続し、ポートフォリオの運用成績に悪影響が及ぶことがある。

かかる不確実性に起因するボラティリティのために、ポートフォリオの組入証券のリターンが、市場動向、スターリング・ボンドおよび/またはユーロの潜在的な価値の低下ならびに英国ソブリン債の信用格付の引下げによる悪影響を受けることがある。このことはまた、ポートフォリオによる慎重な為替ヘッジ方針の実行をより困難またはより高コストにすることがある。

##### ユーロおよびユーロ圏のリスク

一部の国における国債の下落およびより安定した他の国々への波及のリスクは、世界的経済危機を悪化させた。他のユーロ圏諸国においても、借入コストが膨らみ、キプロス、ギリシャ、イタリア、アイルランド、スペインおよびポルトガルと同様の経済危機に直面するというリスクに関する懸念が依然として残っている。かかる状況および英国の国民投票は、欧州経済通貨同盟の安定性および全体的な状況に関して数多くの不確定要素を生み、ユーロ圏の構成に変化をもたらす可能性がある。ユー

口圏において一もしくは複数の国がユーロから離脱することまたは離脱する可能性によって、一もしくは複数のユーロ圏諸国が自国の通貨を再導入するか、またはより極端な状況下では、ユーロが完全に消滅する可能性がある。かかる事態の展開またはかかる問題もしくは関連する問題に関する市場の認識によって、ファンドの組入証券の価値が悪影響を受けることがある。ユーロ圏危機の最終結果を予測することは困難である。受益者は、ユーロ圏および欧州連合の変化がファンドの投資に及ぼす影響を慎重に考慮するべきである。

(後略)

<訂正後>

(前略)

#### 世界的金融市場危機および政府介入

2007年以降、世界的金融市場は、広範囲にわたるファンダメンタルの混乱および政府介入をもたらす相当の不安定な局面下にある。一部の法域の規制機関は、多くの緊急規制措置を実行または提案している。政府および規制機関の介入は、範囲および適用が不透明な場合があり、金融市場の効率的な機能を損なう混乱および不確実性をもたらした。どのような追加の暫定的または恒久的な政府規制が市場に課されるかおよび/または当該規制が投資顧問会社がポートフォリオの投資目的を実行する能力にどのような影響を及ぼすかを予測することは不可能である。

様々な法域の統治組織による現在の取組みまたは将来の取組みが金融市場を安定させる手助けになるか否かは不明である。投資顧問会社は、金融市場がこれらの事象の影響を受け続ける期間、また、これらまたは将来の同様の事象がポートフォリオ、ヨーロッパまたは世界経済および世界の証券市場に及ぼす影響を確実に予測することができない。

#### 自然災害または人為的災害および感染症の流行の影響

一部の地域は、自然災害または壊滅的な自然事象の影響を受けるリスクにさらされている。一部の国では、インフラ、災害管理計画策定機関、災害対応および救援のリソース、自然災害に対する組織化された公的基金、ならびに自然災害早期警戒技術の開発が未熟で不均衡なものであることを考慮すると、個々のポートフォリオ企業またはより広範な地域の経済市場における自然災害の被害は、甚大なものになることがある。重要な通信、電力およびその他の動力源が復旧し、ポートフォリオ企業の営業が再開されるまでに、長期間を要することがある。災害が発生した場合には、ファンドの投資対象もリスクにさらされる可能性がある。自然災害による将来の経済的影響の規模は予測不可能であり、一部の会社に対するファンドの投資が遅れ、また最終的にかかる投資が一切できなくなることもある。

投資は、人為的災害によっても悪影響を受けることがある。人為的災害が公表されると、全般的な消費者マインドに重大な悪影響が及ぶことがあり、ひいては、当該投資対象が人為的災害に関連しているか否かを問わず、ファンドの投資対象のパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼすことがある。

感染症の急激な拡大もまた、ファンドの運用成績に悪影響を及ぼすことがある。例えば、COVID-19として知られる新型コロナウイルスによる感染性呼吸器疾患は、2019年12月に発見され、世界的なパンデミックを引き起こした。このパンデミックは、世界中の多数の国の経済に悪影響を及ぼし、個々の企業および資本市場のパフォーマンスに悪影響を与えた。将来の伝染病およびパンデミックも同様の影響を及ぼす可能性があり、その影響範囲は現時点では予見できない。さらに、COVID-19で明らかになったように、特定の新興発展途上国や新興市場国では、保健医療システムが確立されていないために、感染症の影響がより深刻になることがある。これらの国においては、感染症によって引き起こされた公衆衛生上の危機が、既存の政治的、社会的および経済的リスクを悪化させ、回復期間の長期化およびこれらの地域における投資リスクの増大につながる可能性がある。このような感染症の発生による長期的な影響には、不確実性および急激な状況の変化に対する投資家の反応によるボラティリティの上昇、ならびに潜在的な投資価値の損失が含まれる。

政府および規制当局は、公衆衛生上の危機に対応して新たな政策および規制を実施することがあり、それが様々な産業および投資戦略に影響を与える可能性がある。こうした対応には、財政刺激策、医療政策の変更、ならびに貿易規制および移動規制の調整などが含まれる。

### 投資顧問会社への依存：受益者はファンドの管理に関与しない

投資顧問会社は、ファンドの投資プログラムの日々の管理を行う。ファンドの成功は、投資顧問会社がファンドの投資プログラムを開発し、成功裏に実施することができるかにかかっている。投資顧問会社がそのように成功するとの保証はない。さらに、投資顧問会社の機能はオルタナティブ投資ファンド運用会社による全体的な監督を受けるものの、投資顧問会社による日々の判断によって、ファンドが損失を被るまたは利益を得る可能性のあった収益機会を逃すことがある。受益者は、日々の運用もしくはファンドの業務のコントロール、またはファンドが行った特定の投資もしくはかかる投資の条件を評価する機会へ関与する権利または権限を有しない。

（中略）

### マージン・ローン

一部の地域では、投資者は、受益証券の購入のために、マージン・ローンを組むことができる。市況その他の変動により、ポートフォリオは、かかる借入金の返済を希望する投資者から買戻注文を受領することができる。買戻注文が相当量である限りにおいて、当該売却がポートフォリオにとって不利な時期の場合、ファンドは、組入証券の処分を要求されることがある。

### ユーロおよびユーロ圏のリスク

ユーロおよびユーロ圏の成功は、各加盟国の全般的な経済および政治状況に加え、各加盟国の信用力と、加盟国が通貨同盟に引き続きコミットし、他の加盟国を支援する意思を有しているかに依拠している。いずれかの国によるユーロ債の不履行、またはユーロ圏のいずれかの国の信用格付の大幅な低下の場合、ファンドおよびその投資対象に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドの複数のサブ・ファンドの基準通貨はユーロであり、かつ/またはユーロ建て資産を直接または担保として保有していることがあり、投資顧問会社または管理会社の取締役会がかかるリスクを軽減するために講じる措置にかかわらず、ユーロ圏での事象の結果として投資の価値および/または流動性が低下することがある。

ユーロ圏は、高インフレ、急な金融政策による引き締め、地政学的不安定性および不確実な経済見通し等、様々な傾向から生じるリスクにさらされており、新たなショックや資産価値の修正につながる可能性がある。

かかる状況は、欧州経済通貨同盟の安定性および全体的な状況に関して数多くの不確定要素を生み、ユーロ圏の構成に変化をもたらすことがある。ユーロ圏において一もしくは複数の国がユーロから離脱することまたは離脱する可能性によって、一もしくは複数のユーロ圏諸国が自国の通貨を再導入するか、またはより極端な状況下では、ユーロが完全に消滅する可能性がある。かかる事態の展開（ユーロから他の通貨への通貨単位変更のリスク、資本規制の可能性、ならびに債務および負債の強制執行可能性に関する法的な不確実性を含む。）またはかかる問題もしくは関連する問題に関する市場の認識によって、ファンドの投資対象の価値が悪影響を受けることがある。投資者は、ユーロ圏および欧州連合の変化がファンドへの投資に及ぼす影響を慎重に考慮すべきである。

（後略）

## 4 手数料等及び税金

### （４）その他の手数料等

<訂正前>

管理報酬に加えて、ファンドの運営に関するすべての費用はファンドにより支払われる。これらの費用は、とりわけ、適用ある場合（前記の表に記載される。）には年率での販売報酬、税金、法務および監査費用（弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等）、委任状印刷費用、受益者報告書、英文目論見書その他の販促費用、保管受託銀行およびその取引代行機関、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および支払代理人の報酬および費用、管理業務会社の手数料、上場費用、受益証券買戻しにかかる費用、様々な法域での登録費用、管理会社の関係を有していない取締役の報酬および費用、管理会社の取締役会およびファンドの受益者集会への出席に関する管理会社の取締役および役員費用、会計および価格決定費用（毎日の純資産価格の計算を含む。）、保険、金利、ブローカー費用、管理会社が承認したマーケティングおよび広

告費用、訴訟およびその他の臨時のまたは一時的な費用、およびファンドにより適当に支払われるべきその他のすべての費用を含む。販売報酬がファンドによって支払われない場合(前記の表を参照すること。)、管理会社は、選任された販売会社に対してその管理報酬の中から販売報酬を支払う。特定のポートフォリオに帰属しない経費および費用は、ポートフォリオに等分に配分されるが、通常、比率で示したポートフォリオの純資産価額をベースに比例的に按分される。

ファンドの一般的な管理費用は、各ポートフォリオの受益証券の各クラスに、当該ポートフォリオの全クラスの発行済み受益証券の総口数ベースで配分される。

(後略)

#### <訂正後>

管理報酬に加えて、ファンドの運営に関するすべての費用はファンドにより支払われる。これらの費用は、とりわけ、適用ある場合(前記の表に記載される。)には年率での販売報酬、税金、法務および監査費用(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)、委任状印刷費用、受益者報告書、英文目論見書その他の販促費用、保管受託銀行およびその取引代行機関、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および支払代理人の報酬および費用、管理業務会社の手数料、上場費用、受益証券買戻しにかかる費用、様々な法域での登録費用、管理会社の関係を有していない取締役の報酬および費用、管理会社の取締役会およびファンドの受益者集会への出席に関する管理会社の取締役および役員費用、会計および価格決定費用(毎日の純資産価格の計算を含む。)、保険、支払利息を含む借入費用、金利、ブローカー費用、管理会社が承認したマーケティングおよび広告費用、ならびにその他の取引費用(投資および投資候補のデューディリジェンスに関連する手数料および費用、成立しなかった取引に関連する費用、ならびにかかる取引の交渉に関連する費用を含む。)、決済および清算費用ならびに取引に関連する税金および関税、訴訟およびその他の臨時のまたは一時的な費用、ならびにファンドにより適切に支払われるべきその他のすべての費用を含む。販売報酬がファンドによって支払われない場合(前記の表を参照すること。)、管理会社は、選任された販売会社に対してその管理報酬の中から販売報酬を支払うことがある。特定のサブ・ファンドに帰属しない経費および費用は、ファンドのサブ・ファンド間で公平に配分されるが、通常、関係するサブ・ファンドの純資産価額をベースに比例的に按分される。管理会社は、ポートフォリオの運営に関連して、ポートフォリオに直接または間接的に配分されるべき特定の手数料、費用および経費を随時請求されることがある。該当する場合、これには事務手数料が含まれることがある。

ファンドの一般的な管理費用は、各サブ・ファンドの受益証券の各クラスに、当該サブ・ファンドの全クラスの発行済み受益証券の総口数に基づき配分される。

(後略)

#### (5) 課税上の取扱い

##### <訂正前>

(前略)

##### ルクセンブルグ

(中略)

他のルクセンブルグの投資信託において保有されている受益証券により表章される資産価額は、かかる受益証券に対して既に2010年法第174条に定める登録税が課されている場合、登録税が免除される。

##### 欧州連合貯蓄課税指令

2005年7月1日発効の欧州連合貯蓄課税指令(以下「EUSD」という。)の規定に従い、EU諸国は、特定の利払いに関して、情報交換または源泉徴収税のどちらか一方をEU居住者である個人または属領もしくは連合地域の居住者に適用することを要求されている。EU居住者である受益者が免税証明書を提出することを認める追加のオプションも利用可能である。2014年11月25日法に従い、ルクセンブルグは、2015年1月1日以降、源泉徴収制度から離脱し、EUSDに基づく自動

的な情報交換を支持することを選んだ。自動的に交換される情報は、実質所有者の身元および居住地、支払代理人の氏名または名称および住所、実質所有者の口座番号または(その代わりに)利息を生み出している債務の識別情報、および生み出された利息の総額または吸収された収益の総額に関連するものである。 E U S Dは、一般に、E U籍のU C I T S投資信託およびその他のE U加盟国の属領または連合地域の特定の投資信託に適用されるが、U C I T SではないE U籍投資信託は、E U S Dのみを目的として、U C I T S投資信託として取り扱われることを選択することができる。E U S Dを実施するルクセンブルグ法に基づき、すべてのU C I T S以外の契約型投資信託は、E U S Dのみを目的としてU C I T S投資信託として取り扱われることを選択したものとみなされる。概して、影響を受ける投資信託は債務に投資する投資信託である。欧州連合は、2016年1月1日(オーストリアの場合は、2017年1月1日)以降、欧州連合貯蓄課税指令を廃止する指令を採択した(各場合において、移行時の取決めに従う。)

米国

(中略)

その他の法域における課税

組入証券に関してファンドが受け取る配当およびキャピタル・ゲインにつき、源泉国の還付不能の源泉徴収税を課されることがあり、また、組入証券に対して受け取る利息についてもかかる源泉徴収税を課されることがある。ファンドは、可能な限りにおいて、ファンドが投資する国に居住する会社に課される税金に対する責任を回避するように運営を管理する意向である。更に、受益者が市民権、居住地または住所を有する法域は、一般にファンドの受益証券の取得、所有または処分に対して税金(米国連邦所得税に基づきP F I Cの受益証券の保有者に課されるものに類似する税金を含むことがある。)が課される。投資予定者はかかる税金に関して自らの税務顧問に相談すべきである。

<訂正後>

(前略)

ルクセンブルグ

(中略)

他のルクセンブルグの投資信託において保有されている受益証券により表章される資産価額は、かかる受益証券に対して既に2010年法第174条に定める登録税が課されている場合、登録税が免除される。

米国

(中略)

その他の法域における課税

組入証券に関してファンドが受け取る配当およびキャピタル・ゲインにつき、源泉国の還付不能の源泉徴収税を課されることがあり、また、組入証券に対して受け取る利息についてもかかる源泉徴収税を課されることがある。ファンドは、可能な限りにおいて、ファンドが投資する国に居住する会社に課される税金に対する責任を回避するように運営を管理する意向である。更に、受益者が市民権、居住地または住所を有する法域は、一般にファンドの受益証券の取得、所有または処分に対して税金(米国連邦所得税に基づきP F I Cの受益証券の保有者に課されるものに類似する税金を含むことがある。)が課される。投資予定者はかかる税金に関して自らの税務顧問に相談すべきである。

第2の柱

O E C Dは、多国籍企業に対する最低限の課税を確保する制度(以下「第2の柱」という。)の導入に関する制度を発表した。第2の柱ルール(注)は、法域ごとに決定される実効税率が、第2の柱に定められた最低税率を下回るときは常にトップアップ税を課すことで、大規模な多国籍企業

(MNE)グループが、その事業活動を行う各法域で生じた利益について、最低水準の税金を支払うことを確保することを目的とする。

投資者である企業(または該当する場合には、その最終的な親会社)がその連結財務諸表(以下「連結財務諸表」という。)にファンドを連結する場合(または連結するとみなされる場合)、ファンドが第2の柱による課税の対象となるリスクがある。

ファンドが第2の柱の対象となる場合、その構造内の実効税率は、納税金額の増加または控除が否認される可能性により、高くなる可能性がある。税務コンプライアンスコストもまた増加することがあり、これにより投資者の収益が悪影響を受けることがある。ファンドが第2の柱による納税義務を負う場合、投資者に対する分配に利用可能な金額が減少することがある。

各投資者は、当該投資者に関する連結財務諸表に対する(みなし)連結の結果としてファンドが負担する可能性のある、いかなる第2の柱による納税義務および税務コンプライアンスコストについても、請求に応じてファンドに対して補償することに同意する。

投資者である企業のレベルで(または該当する場合には、当該投資者が属するMNEグループのレベルで)、ファンドへの投資の結果として、第2の柱による納税義務が生じる場合、かかる納税義務はそれを生じさせた投資者のみが負担するものとする(ファンドまたは他の投資者は負担しない。)。投資者は、自らの連結財務諸表においてファンドを項目ごとに連結することを要求される可能性があるか否かを含めて、ファンドへの投資に関する自らの第2の柱における課税上の地位を、自らの責任において確認する責任を負う。投資者は、かかる(みなし)連結の必要性が確認され次第、ブラックロック・グループに通知しなければならない。

ブラックロック・グループは、ある投資者による投資がファンドのレベルで第2の柱による追加的な税金を生じさせる場合および/またはファンドに追加的な申告義務もしくは法令遵守義務を生じさせる場合、当該投資者についてその投資受益証券を償還する権利を有する。

(注) OECDの2021年「経済のデジタル化に伴う課税上の課題 グローバル税源浸食防止モデルルール(第2の柱): BEPSに関する包摂的枠組み」(モデルルール)、ならびにEU域内の多国籍企業グループおよび大規模国内グループに対するグローバルミニマム課税水準の確保に関する2022年12月14日付理事会指令2022/2523(第2の柱指令)ならびにEUおよび非EU法域に関する現行または将来の同様もしくは関連する法規、および各場合において、これらに関連する現行または将来の法律、規則、指針もしくは公的解釈。

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

海外における申込（販売）手続等

<訂正前>

（前略）

マネーロンダリングの防止

（中略）

ファンドへの投資が、C S S F 規則12 / 02（その後の改正を含む。）第3条に規定された金融仲介業者を通じて行われた場合、管理会社、登録・名義書換事務代行会社および／またはブラックロックは、より厳格なカスタマー・デューディリジェンス措置を適用する。より厳格なカスタマー・デューディリジェンスのプロセスは、特に金融仲介業者を通じて販売が行われる場合に実施される。

A I F Mおよび／または投資顧問会社は、ファンドへの投資に関して適用されるすべてのマネーロンダリング防止法令を遵守する。

原則として、すべての業務提供者は、自らに適用されるマネーロンダリング防止規定を遵守するために、関連するデューディリジェンスを継続的に行うことを法律上要求される。かかる継続的なデューディリジェンスのプロセスは、ファンドのポートフォリオの資産面についても確保されている。

投資顧問会社は、ブラックロック・グループが運用する投資信託全体に多額の出資を行っている顧客とクライアント契約を締結しており、かつこれを継続する。かかるクライアント契約は、適用法に従い、かつ、他の受益者に通知を行うことなく締結されるが、受益者に課される手数料を放棄、変更もしくは修正し、または異なる手数料、運用成績に基づく分配もしくは対価を受益者に課す（リベートによるものを含む。）という効力を有する。その結果、ある受益者によるファンドへの投資に係る条件がその他の受益者に係る条件と異なることがある。

（後略）

<訂正後>

（前略）

マネーロンダリングの防止

（中略）

ファンドへの投資が、C S S F 規則12 / 02（C S S F 規則20 / 05により改正済）第3条に規定された金融仲介業者を通じて行われた場合、管理会社、登録・名義書換事務代行会社および／またはブラックロックは、より厳格なカスタマー・デューディリジェンス措置を適用する。より厳格なカスタマー・デューディリジェンスのプロセスは、特に金融仲介業者を通じて販売が行われる場合に実施される。

A I F Mおよび／または投資顧問会社は、ファンドの投資に関して適用されるすべてのマネーロンダリング防止法令を遵守する。

原則として、すべての業務提供者は、自らに適用されるマネーロンダリング防止規定を遵守するために、関連するデューディリジェンスを継続的に行うことを法律上要求される。かかる継続的なデューディリジェンスのプロセスは、投資者に対するデューディリジェンス措置に加え、2004年法第3条（7）およびC S S F 規則12 / 02（C S S F 規則20 / 05により改正済）第34条（2）に基づき、ファンドおよびオルタナティブ投資ファンド運用会社は、ファンドの資産に関するも予防措置を講じなければならない。ファンドは、リスクベース・アプローチを用いて、その商品およびサービスの提供が、金融システムへの犯罪収益のプレイスメント、レイヤリングまたはインテグレーションに対して潜在的な脆弱性をどの程度有しているかを評価し、監視する。

投資顧問会社は、ブラックロック・グループが運用する投資信託全体に多額の出資を行っている顧客とクライアント契約を締結しており、かつこれを継続する。かかるクライアント契約は、適用法に従い、かつ、他の受益者に通知を行うことなく締結されるが、受益者に課される手数料を放棄、変更もしくは修正し、または異なる手数料、運用成績に基づく分配もしくは対価を受益者に課す（リベートによるものを含む。）という効力を有する。その結果、ある受益者によるファンドへの投資に係る条件がその他の受益者に係る条件と異なることがある。

（後略）

## 2 買戻し手続等

海外における買戻し手続等

<訂正前>

（前略）

管理会社は、いずれか1評価日または連続する7評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時時点でポートフォリオのいかなるクラスにおいても発行済みの受益証券口数の10%を超えて買い戻す義務を負わないものとする。買戻しは、買戻請求の受領日後7評価日を超えない期間にわたり延期することができる。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の適用ある受益証券1口当たり純資産価格（適用される手数料（もしあれば）控除後）で買い戻される。

受益証券の適用ある買戻価格は、買戻注文が有効となる評価日における評価時点に決定される受益証券1口当たり純資産価格とする。純資産価格の決定停止期間中買戻しが行われた受益証券は、管理会社が純資産価格の決定を再開次第、再開後最初の評価日に適用ある受益証券1口当たり純資産価格により買い戻される。

（中略）

流動性の管理

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、ファンドの流動性リスクを監視するため、流動性の管理に関する方針を維持する。かかる方針には、測定に関するその他の手法および手段に加え、通常および例外的な流動性の状況下双方におけるストレス・テストの利用が含まれる。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、自らが用いる流動性管理のシステムおよび手続により、買戻請求に適切に対応するために必要な多様な手法および取決めを適用することができる。通常の状況下では、買戻請求は、上記のとおり処理される。

買戻請求に応じて、その他の取決め（適用された場合、通常は投資者に利益をもたらす買戻しの権利を制限することとなる、ゲートまたは（本書に記載される）類似の取決めの使用が含まれる。）が用いられることがある。また、管理会社は、「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の計算の停止」に記載の特定の状況下において、買戻しを一時的に停止することができる。

<訂正後>

（前略）

管理会社は、ポートフォリオのいかなるクラスにおいても、いずれか1評価日または連続する7評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時時点で発行済みの受益証券口数の10%を超えて買い戻す義務を負わないものとする（以下「買戻制限」という。）。買戻しは、買戻請求の受領日後7評価日を超えない期間にわたり延期することができる。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の適用ある受益証券1口当たり純資産価格（適用される手数料（もしあれば）控除後）で買い戻される。フィーダー・ファンドが、買戻しに関して買戻制限または類似の流動性制限を適用する投資対象ファンドに投資している場合、特に、当該フィーダー・ファンドが投資対象ファンドに相当な割合で投資している場合には、当該投資対象ファンドから提供される流動性によって、当該フィーダー・ファンドが、投資者の買戻請求に応じる能力が制限されることがある。このような場合、管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、当該投資対象ファ

ンドから受領した流動性の割合に応じて、当該フィーダー・ファンドからの買戻しを比例配分方式で処理することが求められる場合がある。買戻請求のうち充足されなかった部分は、上記の規定に従って繰り延べられることがある。

受益証券の適用ある買戻価格は、買戻注文が有効となる評価日における評価時点に決定される受益証券1口当たり純資産価格とする。純資産価格の決定停止期間中買戻しが行われた受益証券は、管理会社が純資産価格の決定を再開次第、再開後最初の評価日に適用ある受益証券1口当たり純資産価格により買い戻される。

（中略）

#### 流動性の管理

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、ファンドの流動性リスクを監視するため、流動性の管理に関する方針を維持する。かかる方針には、測定に関するその他の手法および手段に加え、通常および例外的な流動性の状況下双方におけるストレス・テストの利用が含まれる。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、自らが用いる流動性管理のシステムおよび手続により、買戻請求に適切に対応するために必要な多様な手法および取決めを適用することができる。通常の場合下では、買戻請求は、上記のとおり処理される。ポートフォリオの流動性をより適切に管理し、市場環境が悪化した際の買戻圧力に対処し、および/または受益者の利益を保護するため、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、本書に記載される流動性に関する手法および措置を取ることができる。かかる手法および措置には、以下が含まれるが、これらに限定されない。

・後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価格の計算」に記載されるスウィング・プライシング。これは、ファンドのすべてのサブ・ファンド（スーパー・マネー・マーケット・ファンドを除く。）に適用することができる。

・前記の買戻制限。これは、ファンドのすべてのサブ・ファンドに適用することができる。

買戻請求に応じて、その他の取決め（適用された場合、通常は投資者に利益をもたらす買戻しの権利を制限することとなる、買戻制限または（本書に記載される）類似の取決めの使用が含まれる。）が用いられることがある。また、管理会社は、「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の計算の停止」に記載の特定の状況下において、買戻しを一時的に停止することができる。

## 4 資産管理等の概要

### （1）資産の評価

#### 純資産価格の計算

<訂正前>

（前略）

下記のオルタナティブ投資ファンド運用会社による決定は、オルタナティブ投資ファンド運用会社が随時採用する、役員またはオルタナティブ投資ファンド運用会社の指定する他の者による公正価値の暫定的な計算に係る一般的な指針を記載した方針に従って行われる。

コーポレート・ローンとは、一般に証券取引所に上場されていない。純資産価額決定の際、ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用会社により承認された価格決定機関が提供するコーポレート・ローンの評価額を利用する。価格決定機関は、通常、相場価格が容易に入手可能な場合、買い呼び値でコーポレート・ローン进行评估する。コーポレート・ローンの相場価格が容易に入手可能ではない場合、コーポレート・ローンは、価格決定のための価格決定マトリックスを利用して価格決定機関により決定される一貫性のある公正な市場価額によって評価される。価格決定手続およびその評価は、オルタナティブ投資ファンド運用会社の総括的監督の下で投資顧問会社により精査される。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、価格決定機関の利用がコーポレート・ローンの評価額決定の公正な方法である旨誠実に決定した。

（後略）

<訂正後>

(前略)

下記のオルタナティブ投資ファンド運用会社による決定は、オルタナティブ投資ファンド運用会社が随時採用する、役員またはオルタナティブ投資ファンド運用会社の指定する他の者による公正価値の暫定的な計算に係る一般的な指針を記載した方針に従って行われる。

純資産価額の計算に誤りがあった場合、適用ある投資方針および投資制限への違反があった場合、ならびに/またはファンド(もしくはポートフォリオ)レベルでその他の誤りがあった場合、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、純資産価額の計算の誤り、投資規則違反、およびUCIレベルでのその他の誤りが発生した場合における投資者保護に関するCSSF通達24/856を適用し、同通達に記載された手順に従い、かかる誤りおよび/または違反を是正するものとする。

特定のポートフォリオに関する投資方針および投資制限において別段の定めがない場合において、(CSSF通達24/856の定義に基づく)受動的違反が発生した場合、オルタナティブ投資ファンド運用会社または投資顧問会社は、当該受動的違反の是正が当該ポートフォリオおよびその受益者の最善の利益にかなうと判断する場合に限り、かかる是正を図る。同様に、ポートフォリオの清算段階において投資対象が処分された結果として、当該ポートフォリオに適用される投資方針および投資制限に違反した場合には、積極的な違反とはみなされない。

上記にかかわらず、ポートフォリオに適用される投資制限の積極的違反があった場合、当該違反の治癒に関して、CSSF通達24/856(随時改正、修正、追補または廃止・変更される。)が適用される。

管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、ポートフォリオに対する「希薄化」の影響を軽減するため、ポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格を調整することができる。希薄化は、取引手数料および仲介手数料、税金および関税、市場変動、ならびに投資対象資産の売買価格差といった要因により、ポートフォリオの投資対象資産の実際の売買コストが、ポートフォリオの評価における当該資産の帳簿価額から乖離した場合に生じる。希薄化は、ポートフォリオの価額に悪影響を及ぼし、ひいては受益者に影響を与えることがある。受益証券1口当たり純資産価格を調整することにより、かかる影響を軽減または防止することができ、受益者を希薄化の影響から守ることができる。

管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、いずれかの取引日にポートフォリオの全受益証券のキャッシュフローの合計額が、管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社がポートフォリオに関して設定した1つ以上の閾値を超える純増または純減となった場合、ポートフォリオの純資産価格を調整することができる。特定の取引日においてポートフォリオの純資産価格が調整される額は、ポートフォリオの市場取引に要する予想コストに関連する。かかる状況において、ポートフォリオの純資産価格は、その純資産価格の3%を超えない範囲で調整されることがある。例外的な状況下においては、管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、受益者の利益のために、上記の最大スウィング・ファクターを一時的に引き上げることを決定し、投資家にその旨を通知することができる。かかる調整は、純変動によりポートフォリオの全受益証券の価額が増加した場合には加算となり、減少した場合には減算となる。特定の株式市場および法域では、特に関税や税金に関して、買い手側と売り手側で異なる課金体系が適用される場合があるため、その結果として生じる調整は、純流入と純流出で異なる場合がある。さらに、管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、調整額に特別会計費用を含めることに合意することがある。これらの特別会計費用は市場によって異なり、現時点では当該純資産価格の3%を超えないものと見込まれている。ポートフォリオが、国債やマネーマーケット証券等の特定の資産種別を主たる投資対象としている場合、管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、そのような調整を行うことが適切ではないと判断することがある。受益者は、受益証券1口当たり純資産価格に対して調整が行われた結果、受益証券1口当たり純資産価格の変動に、ポートフォリオの投資対象資産の真のパフォーマンスが完全に反映されない場合があることに留意すべきである。

コーポレート・ローンとは、一般に証券取引所に上場されていない。純資産価額決定の際、ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用会社により承認された価格決定機関が提供するコーポレー

ト・ローンの評価額を利用する。価格決定機関は、通常、相場価格が容易に入手可能な場合、買い呼び値でコーポレート・ローンの評価する。コーポレート・ローンの相場価格が容易に入手可能ではない場合、コーポレート・ローンは、価格決定のための価格決定マトリックスを利用して価格決定機関により決定される一貫性のある公正な市場価値によって評価される。価格決定手続およびその評価は、オルタナティブ投資ファンド運用会社の総括的監督の下で投資顧問会社により精査される。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、価格決定機関の利用がコーポレート・ローンの評価額決定の公正な方法である旨誠実に決定した。

（後略）

## 第4 外国投資信託受益証券事務の概要

### 1 受益証券の名義書換

<訂正前>

（前略）

日本における販売会社に受益証券の保管を委託する日本の受益者については、日本における販売会社を通じて名義書換を行い、その他の受益者は、自己の責任により手配する。

<訂正後>

（前略）

日本における販売会社に受益証券の保管を委託する日本の受益者については、日本における販売会社を通じて名義書換を行い、その他の受益者は、自己の責任により手配する。

名義書換の費用は徴収されない。

## 別紙 A

&lt; 訂正前 &gt;

## 用語集

用 語	定 義
-----	-----

( 中略 )

新興市場	経済水準および／または資本市場の発展水準が低い状態を示す、水準以下の未開発の国の市場。ポートフォリオにとって発展途上または開発途上と分類される市場や国は、変更されるものであり、限定されないが、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、アメリカ合衆国および西ヨーロッパ以外の国または地域を含むことがある。
------	--

( 後略 )

&lt; 訂正後 &gt;

## 用語集

用 語	定 義
-----	-----

( 中略 )

新興市場 / フロンティア市場	経済水準および／または資本市場の発展水準が低い状態を示す、水準以下の未開発の国の市場。ポートフォリオにとって発展途上、 <u>フロンティア</u> または開発途上と分類される市場や国は、変更されるものであり、限定されないが、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、アメリカ合衆国および西ヨーロッパ以外の国または地域を含むことがある。
-----------------	--

( 後略 )

## 別紙 B

&lt; 訂正前 &gt;

## 証券金融取引に関する情報開示書

ポートフォリオの投資目的の達成を促進するため、および/または効率的なポートフォリオ運用の一環として、すべてのポートフォリオは、投資顧問会社の裁量により、証券貸付、レポ取引、トータル・リターン・スワップ（TRS）および差金決済取引（CFD）を含む証券金融取引（SFT）を利用する（それぞれの投資目的および方針に従う。）。

TRSにおいては、特定の参照資産、インデックス、資産バスケットのトータル・リターン（利札にキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを加味したもの）を受け取る権利と、固定金利または変動金利の支払を行う権利とを交換する。該当する場合には、ポートフォリオは、スワップに基づく支払の支払人または受取人として、スワップを締結する。

CFDはスワップに類似した取引であり、一部のポートフォリオによって利用される。CFDとは、売主が証券の現在価値と契約締結時の価格の差額を買主に支払うことを定めた、買主と売主間の契約である。差額がマイナスであることが判明した場合には、買主が売主に支払を行う。

SFTの定義は、以下のとおりである。

（中略）

SFT、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引の対象となることがある資産の種類には、持株証券、固定利付証券、集団投資スキーム、マネー・マーケット商品および現金が含まれる。かかる資産の利用は、ポートフォリオの投資目的および投資方針に服する。

（中略）

## SFTが生み出すリターン

レポ取引、マージン・レンディング、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引の利用により生み出されるすべてのリターンは、該当するポートフォリオに支払われる。

## SFTの対象となるポートフォリオの資産の割合

以下の表には、投資顧問会社の裁量により設定された、SFTに規定されている証券金融取引の対象となり得るポートフォリオの純資産価額の最大値とその予想値を記載している。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因（市況を含むが、これに限定されない。）により、時間の経過と共に変化することがある。最大値は上限を意味する。

ポートフォリオ名	TRSおよびCFD (総額*) 純資産価額の割合の 最大値/予想値(%)	レポ取引 純資産価額の割合の 最大値/予想値(%)	マージン・レンディング 純資産価額の割合の 最大値/予想値(%)
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ(GAP)**	0 / 0	0 / 0	0 / 0
世界株式インカム・ポートフォリオ(GEIP)	0 / 0	0 / 0	0 / 0
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ(ISP)	5 / 3	0 / 0	10 / 5
スーパー・マネー・マーケット・ファンド(SMMF)	0 / 0	50 / 20 - 50***	0 / 0

\* 上記の合計の範囲内で、CFDおよびTRSに対するポートフォリオのエクスポージャーは変化する。CFDおよびTRSに対するエクスポージャーに関する詳細情報は、管理会社の登記上の事務所に取得可能である。

\*\* GAPはフィーダー・ファンドであり、その投資先のマスター・ファンドは、TRSおよびCFDへの最大25%（予想：15%）の投資およびレポ取引への50%（予想：0%）の投資を許容されている。

\*\*\* SMMFは、リバース・レポ取引にのみ投資することができる。



&lt;訂正後&gt;

## 証券金融取引に関する情報開示書

ポートフォリオの投資目的の達成を促進するため、および/または効率的なポートフォリオ運用の一環として、すべてのポートフォリオは、投資顧問会社の裁量により、証券貸付、レポ取引およびトータル・リターン・スワップ（TRS）を含む証券金融取引（SFT）を利用する（それぞれの投資目的および方針に従う。）。

TRSにおいては、特定の参照資産、インデックス、資産バスケットのトータル・リターン（利札にキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを加味したもの）を受け取る権利と、固定金利または変動金利の支払を行う権利とを交換する。該当する場合には、ポートフォリオは、スワップに基づく支払の支払人または受取人として、スワップを締結する。

SFTの定義は、以下のとおりである。

（中略）

SFTおよびトータル・リターン・スワップの対象となることがある資産の種類には、持株証券、固定利付証券、集団投資スキーム、マネー・マーケット商品および現金が含まれる。かかる資産の利用は、ポートフォリオの投資目的および投資方針に服する。

（中略）

## SFTが生み出すリターン

レポ取引、マージン・レンディングおよびトータル・リターン・スワップの利用により生み出されるすべてのリターンは、該当するポートフォリオに支払われる。

## SFTの対象となるポートフォリオの資産の割合

以下の表には、投資顧問会社の裁量により設定された、SFTに規定されている証券金融取引の対象となり得るポートフォリオの純資産価額の最大値とその予想値を記載している。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因（市況を含むが、これに限定されない。）により、時間の経過と共に変化することがある。最大値は上限を意味する。

ポートフォリオ名	TRS（総額*） 純資産価額の割合の 最大値/予想値（%）	レポ取引 純資産価額の割合の 最大値/予想値（%）	マージン・レンディング 純資産価額の割合の 最大値/予想値（%）
iシェアーズ・エンハンスド・ キャッシュ・ファンド/ISEC ポートフォリオ（ECFI）**	0 / 0	0 / 0	0 / 0
グローバル・アロケーション・ポ ートフォリオ（GAP）***	0 / 0	0 / 0	0 / 0
世界株式インカム・ポートフォ リオ（GEIP）	0 / 0	0 / 0	0 / 0
インカム・ストラテジー・ポ ートフォリオ（ISP）	5 / 3	0 / 0	10 / 5
スーパー・マネー・マーケット・ ファンド（SMMF）****	0 / 0	50 / 20 - 50***	0 / 0

\* 上記の合計の範囲内で、TRSに対するポートフォリオのエクスポージャーは変化する。TRSに対するエクスポージャーに関する詳細情報は、管理会社の登記上の事務所にて取得可能である。

\*\* ECFIはフィーダー・ファンドであり、その投資先のマスター・ファンドは、TRSおよびレポ取引への投資を許容していない。

\*\*\* GAPはフィーダー・ファンドであり、その投資先のマスター・ファンドは、TRSへの最大25%（予想：15%）の投資およびレポ取引への50%（予想：0%）の投資を許容されている。

\*\*\*\* SMMFは、リバース・レポ取引にのみ投資することができる。

